

なごみの郷 通所介護事業所 ご利用料金表

【基本部分：認知症対応型通所介護費】

(5級地 1単位：10.55)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
5時間以上 6時間未満	要介護1	771 単位	814 円	1,627 円	2,441 円
	要介護2	854 単位	901 円	1,802 円	2,703 円
	要介護3	936 単位	987 円	1,975 円	2,962 円
	要介護4	1016 単位	1,072 円	2,143 円	3,215 円
	要介護5	1099 単位	1,159 円	2,319 円	3,478 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	894 単位	943 円	1,886 円	2,829 円
	要介護2	989 単位	1,043 円	2,086 円	3,130 円
	要介護3	1086 単位	1,146 円	2,292 円	3,437 円
	要介護4	1183 単位	1,248 円	2,496 円	3,744 円
	要介護5	1278 単位	1,348 円	2,696 円	4,044 円

※利用料の算定については、利用単位の合計に **10.55** を掛けた値が金額となります。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
個別機能訓練 加算(I)	1日につき 当該加算の体制・人材要件を満たし、 利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	27 単位	28 円	57 円	85 円
個別機能訓練 加算(II)	1月につき (I)を算定している利用者の個別機能訓練 計画等の情報を厚生労働省に提出し、適切 かつ有効な実施のために必要な情報を活用 した場合。(I・IIは併算定可)	20 単位	22 円	43 円	64 円

入浴介助加算 (Ⅰ)	1 日 につ き	入浴介助を適切に行うことができる人員及 び設備を有して入浴介助を行う。	40 単 位	43 円	85 円	127 円
入浴介助加算 (Ⅱ)		当該加算の算定要件を満たす場合 ※ⅠとⅡは併算定不可	55 単 位	58 円	116 円	174 円
生活機能向上 連携加算Ⅱ		当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単 位	211 円	422 円	633 円
生活機能向上 連携加算Ⅱ2			100 単 位	106 円	211 円	317 円
ADL維持等加算(Ⅰ)		当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき) ※(Ⅰ)・(Ⅱ)のどちらかを算定。	30 単 位	32 円	63 円	95 円
ADL維持等加算(Ⅱ)			60 単 位	64 円	127 円	190 円
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ) (1回につき)		利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を 算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状 態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者 を担当する介護支援専門員に提供していること。	20 単 位	22 円	43 円	64 円
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ) (1回につき)		利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算 定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態 のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者 を担当する介護支援専門員に提供していること。	5 単 位	5 円	10 円	16 円
科学的介護推進 体制加算 (1月につき)		・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、 口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身 の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に 提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、 サービスの提供に当たって、上記の情報その他 サービスを適切かつ有効に提供するために必要 な情報を活用していること。	40 単 位	43 円	85 円	127 円
②感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、 当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利 用者数よりも5%以上減少している場合。			基本報酬の3%を加算			
サービス提供 体制強化加算 Ⅰ	1 回 につ き	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	22 単 位	24 円	47 円	70 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅱ		介護福祉士50%以上	18 単 位	19 円	38 円	57 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅲ		以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	6 単 位	7 円	13 円	19 円
介護職員処遇改 善加算Ⅰ		当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算 定する。	利用単位の10.4%			
介護職員処遇改 善加算Ⅱ			利用単位の7.6%			
介護職員処遇改 善加算Ⅲ			※当該加算は区分支給限度額の 算定対象から除かれます。 利用単位4.2の%			

介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算 定する。	利用単位の3.1%
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ		利用単位の2.4%
ベースアップ等 支援加算	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを 取得していること	利用単位の2.3%

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
			(1割負担の方)	(2割負担の方)	(3割負担の方)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所 介護事業所との送迎を行わない 場合 (片道につき)	47 単 位	49 円	99 円	148 円
同一建物減算	同一建物居住又は同一建物から利用する方に サービスを行う場合(1日につき)	94 単 位	99 円	198 円	297 円

R6.4.1現在